

福島市権利擁護センター

令和3年10月15日発行

ニュースレター

発行：社会福祉法人福島市社会福祉協議会

権利擁護センター 福島市森合町10番1号

024-533-3341

福島市権利擁護センターについて

福島市社会福祉協議会は、平成28年4月より「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき福島市から業務委託を受け権利擁護センターを設置しています。

令和3年4月より、成年後見制度の利用の促進のために、福島市権利擁護センターと福島市がともに中核機関として機能を分担しながら活動をしています。

福島市で安心して暮らすためには、全ての人に権利が保障されていることを認識し、声をあげられない人に周囲がいち早く気付くことで支援に繋がることや、当たり前にある権利の重要性や必要性をご理解いただけるよう、中核機関として広報活動や相談対応を通し、お困りの方ご本人、家族、その支援者の方を含め、チームとなって支援ができるような働きかけを行います。



NEW! チラシを新しくしました

福島市 福島市社会福祉協議会 権利擁護センター
あなただけに大切にしたいこと
権利擁護支援のための公的な総合相談窓口

広報機能
講演会や研修会の開催
・自ら声を挙げることができない人を発見し、支援につなげる...

成年後見制度利用促進機能
成年後見制度利用のための支援
・ご本人や家族が制度を利用する際の相談や、申立ての支援...

中核機関としての役割
福島市では、平成28年4月1日に「福島市権利擁護センター」を設置...
※1 成年後見制度の利用促進に関する法律
※2 地域連携ネットワーク

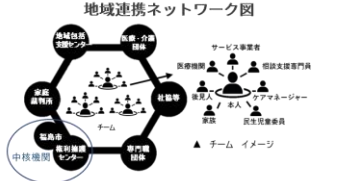
後見人支援機能
・後見人が孤立しないよう、日常的な相談や、本人の意思決定...

CONCEPT
必要な人が必要な時に成年後見制度を利用したり、権利擁護の支援を受けることができるような体制のため『権利擁護支援の地域連携ネットワーク』を機能させることが重要です。

相談機能
高齢者や障がいがあるご本人やご家族、支援関係者から、成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした生活の困りごとに関する個別相談を受け付け、解決に向けた支援（助言、手続き支援、関係機関との調整、専門相談の紹介など）を行います。相談無料。

〒960-8002 福島市森合町10-1 (福島市保健福祉センター2F)
お問合せ先 024-533-3341
月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝祭日・年末年始除く)
kenriyugo@f-shishakyo.or.jp 024-533-8879

信夫山
福島市権利擁護センター
福島市社会福祉協議会 保健福祉センター2F



お問合せ先 社会福祉法人 福島市社会福祉協議会
〒960-8002 福島市権利擁護センター 福島市森合町10-1
(福島市保健福祉センター2F) 024-533-3341
月～金曜日 (祝祭日・年末年始除く) 8時30分～17時15分

市民後見人養成講座 (実践研修) 始まりました

これまでに当センター主催の養成講座基礎研修を修了した方を対象とした、実践講座が8月から始まりました。成年後見制度利用促進に向けた全国的な推進の流れの中で、市民の目線でご本人の権利擁護を行う後見人のニーズが高まってきています。そのため、福島市社会福祉協議会では、市民後見人の養成を行っています。2年間の研修(基礎研修・実践研修)を受講することにより市民後見人バンクに登録することができます。



開催日	時間	会場	テーマ	主たる学習内容等	時間(分)	講師
7月			レポート作成①(事前課題)	志望動機書(エントリーシート)		
8月28日	11:00~11:15			開講式		
	11:15~12:00	福島市市民会館401号室	権利擁護の基礎	成年後見制度と日常生活自立支援事業の理解	45	福島市社会福祉協議会
	13:00~15:00		対人援助の基礎	対人援助の基礎	120	尚絅学院大学 人間心理学科 渡部敦子 准教授
9月~10月(平日)	①9:00~9:30 ②13:00~13:30	個人宅・入所施設等	体験実習①	体験実習についての留意点	30	権利擁護センター
	①9:30~12:00 ②13:30~16:00		体験実習②	日常生活自立支援事業の専門員業務同行	150	福島市社会福祉協議会
10月~11月(平日)	9:00~15:00	個人宅・入所施設等	体験実習③ レポート作成②	後見人の後見業務同行 体験実習の報告書作成	300	
11月(平日)		福島家庭裁判所	家庭裁判所の役割	成年後見事件の概況について 後見担当部局の概要	180	福島家庭裁判所職員
			家庭裁判所の役割	家庭裁判所見学		
12月4日	10:00~12:00	福島市市民会館401号室	実務①	申立手続書類の作成	120	後田社会福祉士事務所 柴田邦昭 社会福祉士
	12:50~14:20		実務②	財産目録の作成	90	
	14:30~16:00		実務③	後見計画・収支予定の作成	90	
12月18日	10:30~12:00	福島市市民会館401号室	実務④	報告書の作成	90	
	12:50~14:20		実務⑤	後見報酬付申立の実務	90	後田社会福祉士事務所 柴田邦昭 社会福祉士
	14:30~16:00		実務⑥	後見事務終了時の手続き/差後事務	90	
1月22日		福島市市民会館401号室	レポート作成③	市民後見人像		
	10:00~11:00		課題演習①	事例報告と検討	60	福島市社会福祉協議会
	11:00~12:00				60	高田薫 市民後見人
	12:50~15:20		閉講式	180	カーベイス付き高齢者向け住宅「ひび」ごまき 松崎純世 管理者	
	15:50~16:00					

権利擁護の出張学習会ご案内

アウトリーチ型の支援事業所向けの学習会

現在、従来の集合型のセミナーに加え、オンライン型など様々な形態のセミナーが行われています。

令和3年度、福島市権利擁護センターでは、これまでの集合型セミナー開催から、福島市内の支援関係者のみなさまを対象にした出張型の学習会を開催いたします。(支援事業所対象：令和3年11月~令和4年2月迄の期間限定)

新しい生活様式を踏まえ、感染リスクを最大限に抑えた少人数による研修で、権利擁護の様々なテーマの中から選んでいただく内容になっています。コロナ禍でも、皆さんの権利擁護に対する学習にお役立ていただければと思います。

お気軽にお問合せください。

申込みの流れ

- ① 申込者、参加人数、場所を教えてください。場所の確保が難しい場合はご相談ください。
- ② 学習内容を右欄から選んでください。組み合わせ、当センターにお任せも可能です。
- ③ 学習の形式を選んでください。当センターにお任せも可能です。
- ④ 学習会の希望時期を教えてください。(30分・60分・希望の時間)
- ⑤ お申込みください(電話・この用紙をFAX・メール)折り返し確認で当センターからご連絡します。

必要箇所にご記入・○を付けてください

申込者	事業所名	担当者	種
福島市		()	()
会場	名称	福島市	/ お任せ
日時	第1希望 年 月 日 ()	第2希望 月 日 ()	※複数回開催の場合あり
時間	30分・60分・希望()分 / お任せ		
人数	2~3人・3~4人・5~6人・7~8人・9~10人・()人		
内容	右ページの学習内容に <input checked="" type="checkbox"/> した内容 / お任せ		
形式	座学(着・無)・グループワーク(着・無)・その他() / お任せ		
備品	パワーポイント使用・ホワイトボード使用・他() / お任せ		

学習内容

ご希望の内容に☑してください

成年後見制度について(目安:15分~30分程度)

- 成年後見制度(基本的な制度の概要について)
- 本人情報シートの書き方と診断書
- 申立書類の説明
- 代理権と同意権・取消権
- 後見人が行う後見業務について
- 任意後見制度について
- その他()

他の法制府、ガイドライン(基本的な内容のみになります・目安:15分程度)

- 亡くなった後のことについて(死後事務・遺言・相続)
- 任意代理契約
- 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)
- 意思決定支援
- 成年後見制度利用支援事業

その他

- 成年後見制度利用促進法と基本計画
- 中核機関の機能
- 成年後見制度申立て支援の流れ
- 成年後見人選任後のチームとしての関わり方
- 市民後見人養成講座について

【お問合せ先・申込み先】※FAXでの申込はこの用紙を送信してください。
 福島市社会福祉協議会 権利擁護センター
 福島市森町10-1 TEL 024 (533) 3341/FAX 024 (533) 8879
 E-mail kenriyogo@f-shishakyo.or.jp

権利擁護の出張 学習会のご案内

これまでの集合型の権利擁護セミナーの開催から、今年度はコロナ感染予防のため、少人数での学習会として、事業所を対象とした出張型の学習会をおこないます。期間は来年の2月迄になります。内容を選んで組み合わせる学べます。

是非この機会に権利擁護に関する学習にお役立てください。

福島市権利擁護センター職員紹介♪

- 権利擁護センター所長：遠藤 潔 (趣味・フルート、テニス)
- 副主査兼社会福祉士：本田 祐一 (趣味・サウナ、ドラクエ)
- 社会福祉士：新関 雅広 (昼食はおにぎりが多いです)
- 社会福祉士：阿部 むつみ (レオパ飼ってます)



新関 本田 遠藤 阿部

お問合せ先

皆様のごところへお伺いして、権利擁護に関する学習や質問にお答えする【出前講座】や、市民後見人養成講座の開催、権利擁護セミナーの開催などを通して、福島市の皆さんの権利擁護に対する意識の向上のお手伝いをしています。気軽にお問合せください。

〒960-8002 福島市森町10-1
 福島市社会福祉協議会 権利擁護センター
 電話024-533-3341 FAX024-533-8879

あとうがき

このたび、福島市権利擁護センターの機関紙を創刊することになりました。年3回(10月・2月・6月)の定期発行を予定しています。

権利擁護に関する中核機関としての活動や、権利擁護に役立つ内容をお伝えしていきます。
 担当：阿部